

監査公表第18号

平成26年3月28日監査公表第10号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成26年 8月22日

福島県監査委員 小 松 山 善 継
 福島県監査委員 三 村 博 昭
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代
 福島県監査委員 尾 形 克 彦
 26財第633号
 平成26年6月2日

福島県監査委員 小 松 山 善 継
 福島県監査委員 三 村 博 昭
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代
 福島県監査委員 尾 形 克 彦
 様

福島県知事 佐 藤 雄 平 閣

平成25年度行政監査の結果に係る措置状況について（通知）

平成26年3月18日付け25福監第229号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

（別紙）

行政監査の結果に係る措置状況について

- 1 監査対象
 職員研修について
- 2 所見及び措置の状況について

監 査 委 員 所 見	措 置 状 況
第3 監査委員意見 1 総括的事項について (2) 職員研修規程等における効果測定 研修の対象拡大 専門研修、職場研修及び派遣研修 においても、必要に応じて研修の効果 測定を実施することについて、職 員研修規程等の中で位置付けるよう、 見直しが必要である。（職員研修課）	（職員研修課） 他県の状況や各部局等の意見等を考慮 しながら検討していきたい。
(3) 職員研修規程等における伝達研修 研修の位置付け 伝達研修の有効性を踏まえ、伝達 研修の実施について職員研修規程等 において位置付ける必要がある。（職 員研修課）	（職員研修課） 他県の状況や各部局等の意見等を考慮 しながら検討していきたい。
(4) 研修委員会の開催及び組織 新しい研修体系決定時を含め、各 研修区分ごとの研修実施状況や研修 評価などを踏まえた次年度の研修方 針や重点事項の見直しを審議するな ど、必要な時期に研修委員会を開催 する必要がある。（職員研修課）	（職員研修課） 必要な時期に研修委員会を開催したい。
(5) 研修担当者の明記	

計画的、効率的な研修実施のためにも、事務分掌において研修担当を明記されるよう、各機関に働き掛ける必要がある。(各部局主管課等、職員研修課)

(知事直轄広報課)

知事直轄内各所属に対し依頼文を送付し、研修の重要性の明確化や研修の計画的、効率的実施のため、事務分掌において研修担当を明記するよう求めた。

(総務課)

研修の重要性の明確化や研修の計画的、効率的実施のため、事務分掌において研修担当を明記するよう部内各所属に文書で通知した。

(職員研修課)

平成26年3月20日に各部局等研修担当者会議を開催し、行政監査結果報告書を基に、事務分掌に研修担当を明記するよう周知するとともに、平成26年3月25日付けで各部局等へ文書で依頼した。

(企画調整課)

企画調整課行革担当主任の事務分掌として明記しており、部全体を総括する。なお、所属単位で専門研修等を実施する所属に対し、必要に応じ明記をするよう依頼を行う等、働き掛けを検討する。

(生活環境総務課)

部内各所属に対し依頼文を送付し、研修の重要性の明確化や研修の計画的、効率的実施のため、事務分掌において研修担当を明記するよう求めた。

(保健福祉総務課)

部内各所属に対し通知文を送付し、研修の重要性の明確化や研修の計画的、効率的実施のため、事務分掌において研修担当を明記するよう求めた。

(商工総務課)

事務分掌において研修担当を明記していない機関については、研修の重要性の明確化や研修の計画的、効率的実施のため、研修担当を明記するように部内に周知した。

(農林総務課)

研修担当を事務分掌に明記していない機関に対しては、研修の重要性の明確化や研修の計画的、効率的実施のため、今後個別に事務分掌に明記するよう要請していく。

(土木総務課)

土木部出先機関総務担当次長会議(平成26年5月16日開催)において、研修の計画的、効果的実施の必要性及び研修担当者の事務分掌への明記について周知し

2 基本研修について

(2) 研修を受講しやすい職場環境づくり

基本研修について病休等を除き未受講者がなくなるなど、各機関において、研修を受講しやすい職場環境づくりに努めるよう指導、要請する必要がある。(職員研修課)

3 選択研修について

(1) 選択研修の受講講座の増加

選択研修について、復興・再生を担う人材育成のためにも受講講座の増加を検討する必要がある。(職員研修課)

(2) 職員研修課実施の選択研修の拡充

職員研修課が実施する県庁舎内での選択研修について、研修ニーズを踏まえ、必要に応じた実施回数や受講講座の増加を検討する必要がある。(職員研修課)

4 派遣研修について

(1) 派遣研修の公募制の活用

全ての派遣研修の職員選定において公募制の更なる活用を検討する必要がある。(職員研修課)

(2) 派遣研修の研修成果の活用

派遣研修について、必要に応じ報告会の開催や報告書を公表するなど、更なる研修成果の有効活用や、情報共有化がなされるよう努める必要がある。(職員研修課)

5 専門研修について

(1) 専門研修の体系化

専門的な知識や技術の体系的習得や専門研修の情報共有化を推進する

た。

(出納局出納総務課)

事務分掌に研修担当を明記し、出納局内の研修の計画的、効率的な実施を図ることとした。局内各課は明記している。

(企業局経営企画課)

当局の事務分掌においては、研修担当を明記している。

(職員研修課)

平成26年3月20日に各部局等研修担当者会議を開催し、行政監査結果報告書を基に、研修を受講しやすい職場環境づくりに努めるよう周知するとともに、平成26年4月1日付けで各所属長宛に通知した。

(職員研修課)

選択研修については、復興・再生業務優先から講座数を縮小しているところであるが、現状を勘案の上、受講講座の増加について検討していきたい。

(職員研修課)

実施回数の増加について検討していきたい。

(職員研修課)

各派遣研修の目的及び研修内容等を総合的に勘案しながら、公募制の更なる活用について検討していきたい。

(職員研修課)

平成26年4月7日に平成25年度派遣研修生の帰庁報告を開催したほか、大学院派遣研修生の研修論文概要等をグループウェアの庁内Web「研修のひろば」に掲載するなど、研修成果の情報共有化に努めた。

(職員研修課)

平成26年3月20日に各部局等研修担当

ためにも、必要に応じ専門研修の体系化を図るよう、各部局等に働き掛ける必要がある。(職員研修課)

(2) 研修推進員の設置

専門研修の計画的な進行を推進するため、必要に応じ研修推進員を設置するよう、各部局等に働き掛ける必要がある。(職員研修課)

(3) 専門研修ニーズの把握

専門研修の効率的、効果的実施のためにも、研修効果測定としてのアンケートを活用するなど、更なる研修ニーズの把握に努められたい。

(4) 必要な研修の計画的実施

職員が担当する事務を執行するのに直接必要な専門的知識等の修得のため、必要な研修が計画的に実施されるよう今後も努められたい。

6 職場研修について

(1) 「OJTの手引き」の活用

職場研修を円滑かつ効果的に実施するためにも、「OJTの手引き」を活用するよう努められたい。

さらに、「OJTの手引き」について、各機関において十分活用されていない状況であったため、職場研修の充実・強化のためにも、その活用について働き掛ける必要がある。(職員研修課)

(2) 各種指導者養成講座修了者による各種研修の実施

各種指導者養成講座修了者による職場における各種研修の実施について、その状況を確認するとともに、当該修了者を活用した研修実施の推

進を推進し、行政監査結果報告書を基に、必要に応じ専門研修の体系化を図るよう周知するとともに、平成26年3月25日付けで各部局等へ文書で依頼した。

また、「復興・再生を担う専門性を有する人材の育成方針」で、専門研修の充実強化のために、専門研修の体系化を図ることを明記した。

(職員研修課)

平成26年3月20日に各部局等研修担当者会議を開催し、行政監査結果報告書を基に、必要に応じ研修推進員を設置するよう周知するとともに、平成26年3月25日付けで各部局等へ文書で依頼した。

また、「復興・再生を担う専門性を有する人材の育成方針」で、専門研修の充実強化のために、研修推進員の設置について明記した。

(知事直轄広報課)

知事直轄内各所属に対し依頼文を送付し、専門研修の効率的、効果的実施のため、必要に応じてアンケートの活用により、研修効果測定を実施するよう求めた。

(知事直轄広報課)

知事直轄内各所属に対し依頼文を送付し、職員が担当する事務を執行するのに直接必要な専門的知識等の修得のため、必要な研修を計画的に実施するよう求めた。

(知事直轄広報課)

知事直轄内各所属に対し依頼文を送付し、職場研修を円滑かつ効果的に実施するため、「OJTの手引き」を活用するよう求めた。

(職員研修課)

平成26年3月20日に各部局等研修担当者会議を開催し、行政監査結果報告書を基に、「OJTの手引き」の活用について周知するとともに、平成26年3月25日付けで各部局等へ文書で依頼した。

(職員研修課)

平成26年3月20日に各部局等研修担当者会議を開催し、行政監査結果報告書を基に、各種指導者養成講座修了者による

進を検討する必要がある。(職員研修課)

7 自己啓発活動支援について

- (1) 自主研究グループ活動への支援
「職員能力向上支援強化事業」の再開など、自主研究グループ活動への支援の強化を検討する必要がある。
(職員研修課)

8 その他研修実施関係について

- (1) 研修効果測定
ア 主催研修の研修効果測定の実施
主催研修の効果測定は、次回開催の研修見直しや研修評価などの参考となるものであり、必要に応じて研修効果測定を実施するよう、主催する専門研修等の実施機関に対し働き掛ける必要がある。(各
部局主管課等、職員研修課)

職場研修の実施について周知するとともに、平成26年3月25日付けで各部局等へ文書で依頼した。

また、接遇指導者養成講座修了者の活用状況について調査を実施したことから、その結果を勘案しながら、更なる活用について検討していきたい。

(職員研修課)

平成26年度から「職員能力活動支援強化事業」の一部(自主学習支援)を再開した。

(知事直轄広報課)

知事直轄内各所属に対し依頼文を送付し、次回開催の研修見直しや研修評価の参考とするため、必要に応じて研修効果測定を実施するよう求めた。

(総務課)

次回開催の研修見直しや研修評価の参考とするため、必要に応じて研修効果測定を実施するよう部内各所属に文書で通知した。

(職員研修課)

平成26年3月20日に各部局等研修担当者会議を開催し、行政監査結果報告書を基に、必要に応じて効果測定を実施するよう周知するとともに、平成26年3月25日付けで各部局等へ文書で依頼した。

(企画調整課)

監査結果について部内各所属に通知した。一部研修において研修後の自己チェックや、アンケートを実施してきた。今後主催する専門研修等においては、必要に応じて研修測定を実施するよう部内で周知を図る。

(生活環境総務課)

部内各所属に対し依頼文を送付し、次回開催の研修見直しや研修評価の参考とするため、必要に応じて研修効果測定を実施するよう求めた。

(保健福祉総務課)

部内各所属に対し通知文を送付し、次回開催の研修見直しや研修評価の参考とするため、必要に応じて研修効果測定を実施するよう求めた。

(商工総務課)

一部研修において、研修後の自己チェックやアンケートを実施してきた。今後主催する専門研修等においては、必要に応じて研修測定を実施するよう部内に周知した。

(農林総務課)

次回開催の研修見直しや研修評価の参考とするため、研修効果測定を必要に応じて実施することについて、各研修実施担当課で検討するよう、本庁各機関に対しては総括主幹会議において要請した。各出先機関に対しては、各種会議等の機会を通じて要請していく。

(土木総務課)

土木部出先機関総務担当次長会議(平成26年5月16日開催)において、各出先機関が実施する研修について、必要に応じて研修効果測定を実施するよう周知した。

技術管理課が主催する専門研修については、研修後、受講者及び講義者へのアンケートを実施し、次年度の研修計画策定の参考としている。

(出納局出納総務課)

局内各課に対し、次回開催の研修見直しや研修評価の参考とするため、必要に応じて研修効果測定を実施するよう求めた。

出納局では、会計事務の適正執行に向けて管理職を対象とした研修を平成25年度から開催するなど研修の充実強化に取り組んでおり、主催する研修等においては、今後も必要に応じてアンケート等による効果測定を行い、結果を踏まえて研修の改善等を図ることとしている。

(企業局経営企画課)

局内各所属に対し依頼文を送付し、研修見直しや研修評価の参考とするため、必要に応じて研修効果測定を実施するよう求めた。

なお、平成26年度の企業局職員初任者研修において、研修効果測定のためのアンケート調査を実施した。

(職員研修課)

研修の効果測定方策については、公益財団法人東北自治研修所や公益財団法人ふくしま自治研修センターを始めとする研修専門機関等と連携しながら、引き続き検討していきたい。

イ 研修の効果測定方策の検討

研修の効果測定方策について、公益財団法人東北自治研修所や公益財団法人ふくしま自治研修センターと連携するなどして、新たな試行を行うなど、研修効果測定方策の検討に努める必要がある。(職員研修課)

(2) 主催以外の研修の伝達研修実施

効率性、有効性の観点から、また研修内容の情報共有化を図るためにも、関係職員に対し伝達研修を必要に応じ実施するよう、主催以外の専門研修等実施機関に対し働き掛ける必要がある。(各部局主管課等、職員研修課)

(知事直轄広報課)

直轄内各所属に対し依頼文を送付し、効率性、有効性の観点から、また、情報共有化を図るため、関係職員に対し伝達研修を必要に応じ実施するよう求めた。

(総務課)

効率性、有効性の観点から、また、情報共有化を図るため、関係職員に対し伝達研修を必要に応じ実施するよう部内各所属に文書で通知した。

(職員研修課)

平成26年3月20日に各部局等研修担当者会議を開催し、行政監査結果報告書を基に、必要に応じて伝達研修を実施するよう周知するとともに、平成26年3月25日付けで各部局等へ文書で依頼した。

(企画調整課)

監査結果について部内各所属に通知した。今後主催以外の専門研修等においては、関係職員に対し伝達研修を必要に応じ実施するよう部内で周知を図る。

(生活環境総務課)

部内各所属に対し依頼文を送付し、効率性、有効性の観点から、また、情報共有化を図るため、関係職員に対し伝達研修を必要に応じ実施するよう求めた。

(保健福祉総務課)

部内各所属に対し通知文を送付し、効率性、有効性の観点から、また、情報共有化を図るため、関係職員に対し伝達研修を必要に応じ実施するよう求めた。

(商工総務課)

今後主催以外の専門研修等においては、関係職員に対し伝達研修を必要に応じ実施するよう部内に周知した。

(農林総務課)

関係職員に対する伝達研修については、効率性、有効性の観点から、また情報共有化を図るため、研修受講者の所属において必要に応じ実施するよう、総括主幹会議において要請した。各出先機関に対しては、各種会議等の機会を通じて要請していく。

(土木総務課)

土木部出先機関総務担当次長会議(平成26年5月16日開催)において、研修を効率的、有効的に実施し、また研修内容の情報共有化を図るためにも、必要に応

<p>(3) 研修の開催時期 主催する専門研修、職場研修の実施機関にあっては、有効性の観点からも、研修を年度のできるだけ早い時期に開催されるよう努められたい。</p> <p>(4) パソコン等を活用した研修の強化 専門研修等を主催する部局等に対し、パソコン等を活用した研修の強化について働き掛ける必要がある。 (職員研修課)</p>	<p>じ伝達研修の実施や、資料の回覧等による情報の共有を行うよう周知した。</p> <p>(出納局出納総務課) 局内各課に対し、効率性、有効性の観点から、また、情報共有化を図るため、関係職員に対し伝達研修を必要に応じ実施するよう求めた。</p> <p>(企業局経営企画課) 局内各所属に対し依頼文を送付し、効率性、有効性の観点から、また、情報共有化を図るため、関係職員に対し伝達研修を必要に応じ実施するよう求めた。</p> <p>(知事直轄広報課) 知事直轄内各所属に対し依頼文を送付し、主催する専門研修を年度のできるだけ早い時期に計画的に実施するよう求めた。</p> <p>(職員研修課) 平成26年3月20日に各部局等研修担当者会議を開催し、行政監査結果報告書を基に、パソコン等を活用した研修の強化について周知するとともに、平成26年3月25日付けで各部局等へ文書で依頼した。</p>
--	--

(監査総務課)

監査公表第19号

平成26年3月28日監査公表第10号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県病院事業管理者から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成26年 8月22日

福島県監査委員 小 松 山 善 継
 福島県監査委員 三 村 博 昭
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代
 福島県監査委員 尾 形 克 彦
 26病第198号
 平成26年5月30日

福島県監査委員 小 松 山 善 継
 福島県監査委員 三 村 博 昭
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代
 福島県監査委員 尾 形 克 彦
 様

福島県病院事業管理者 丹 羽 真 一 閣

平成25年度行政監査の結果に係る措置状況について（通知）

平成26年3月18日付け25福監第229号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

(別紙)

行政監査の結果に係る措置状況について

- 1 監査対象
職員研修について
- 2 所見及び措置の状況について

監 査 委 員 所 見	措 置 状 況
<p>第3 監査委員意見</p> <p>1 総括的事項について</p> <p>(5) 研修担当者の明記 計画的、効率的な研修実施のためにも、事務分掌において研修担当を明記されるよう、各機関に働き掛ける必要がある。(各部局主管課等)</p> <p>8 その他研修実施関係について</p> <p>(1) 研修効果測定</p> <p>ア 主催研修の研修効果測定の実施 主催研修の効果測定は、次回開催の研修見直しや研修評価などの参考となるものであり、必要に応じ研修効果測定を実施するよう、主催する専門研修等の実施機関に対し働き掛ける必要がある。(各部局主管課等)</p> <p>(2) 主催以外の研修の伝達研修実施 効率性、有効性の観点から、また研修内容の情報共有化を図るためにも、関係職員に対し伝達研修を必要に応じ実施するよう、主催以外の専門研修等実施機関に対し働き掛ける必要がある。(各部局主管課等)</p>	<p>(病院経営課) 病院局、各県立病院の事務分掌においては、研修担当を明記している。</p> <p>(病院経営課) 病院局が主催する研修において、必要に応じ研修効果測定を実施するとともに、各県立病院においても研修効果測定を実施するよう働き掛けてまいります。</p> <p>(病院経営課) 病院局において、関係職員に対して必要に応じ伝達研修を実施するとともに、各県立病院においても、必要に応じ伝達研修を実施するよう働き掛けてまいります。</p>

(監査総務課)

監査公表第20号

平成26年3月28日監査公表第10号により公表した監査結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、福島県議会議長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成26年8月22日

福島県監査委員 小松山 善 継
 福島県監査委員 三 村 博 昭
 福島県監査委員 美 馬 武千代
 福島県監査委員 尾 形 克 彦
 26福局総第64号
 平成26年5月30日

福島県監査委員 小松山 善 継
 福島県監査委員 三 村 博 昭
 福島県監査委員 美 馬 武千代
 福島県監査委員 尾 形 克 彦
 様

福島県議会議長 平 出 孝 朗 閣

平成25年度行政監査の結果に係る措置状況について(通知)

平成26年3月18日付け25福監第229号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

(別紙)

行政監査の結果に係る措置状況について

- 1 監査対象
職員研修について
- 2 所見及び措置の状況について

監 査 委 員 所 見	措 置 状 況
-------------	---------

<p>第3 監査委員意見</p> <p>1 総括的事項について</p> <p>(5) 研修担当者の明記 計画的、効率的な研修実施のためにも、事務分掌において研修担当を明記されるよう、各機関に働き掛ける必要がある。(各部局主管課等)</p> <p>8 その他研修実施関係について</p> <p>(1) 研修効果測定</p> <p>ア 主催研修の研修効果測定の実施 主催研修の効果測定は、次回開催の研修見直しや研修評価などの参考となるものであり、必要に応じて研修効果測定を実施するよう、主催する専門研修等の実施機関に対し働き掛ける必要がある。(各部局主管課等)</p> <p>(2) 主催以外の研修の伝達研修実施 効率性、有効性の観点から、また研修内容の情報共有化を図るためにも、関係職員に対し伝達研修を必要に応じて実施するよう、主催以外の専門研修等実施機関に対し働き掛ける必要がある。(各部局主管課等)</p>	<p>(議会事務局総務課) 事務分掌上、総務課企画担当主任が研修担当となっており、計画的、効率的な研修の実施に努めている。</p> <p>(議会事務局総務課) 事務局主催の研修として実施しているものはないが、各課において職場研修(OJT研修)を実施しており、これら職場研修においては、必要に応じ、アンケート等による効果測定の実施も検討したい。</p> <p>(議会事務局総務課) 研修内容の情報共有化を図る意味において、伝達研修は効果があるものと思われるので、今後、必要に応じて、関係職員への伝達研修の実施に努めたい。</p>
--	---

(監査総務課)

監査公表第21号

平成26年3月28日監査公表第10号により公表した監査結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、福島県教育委員会委員長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成26年8月22日

福島県監査委員 小 松 山 善 継
 福島県監査委員 三 村 博 昭
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代
 福島県監査委員 尾 形 克 彦
 26教財第235号
 平成26年5月30日

福島県監査委員 小 松 山 善 継
 福島県監査委員 三 村 博 昭
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代
 福島県監査委員 尾 形 克 彦
 様

福島県教育委員会委員長 小 野 栄 重 回

平成25年度行政監査の結果に係る措置状況について(通知)

平成26年3月18日付け25福監第229号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

(別紙)

行政監査の結果に係る措置状況について

- 1 監査対象
職員研修について
- 2 所見及び措置の状況について

監 査 委 員 所 見	措 置 状 況

第3 監査委員意見

1 総括的事項について

(5) 研修担当者の明記

計画的、効率的な研修実施のためにも、事務分掌において研修担当を明記されるよう、各機関に働き掛ける必要がある。(各部局主管課等)

8 その他研修実施関係について

(1) 研修効果測定

ア 主催研修の研修効果測定の実施
主催研修の効果測定は、次回開催の研修見直しや研修評価などの参考となるものであり、必要に応じて研修効果測定を実施するよう、主催する専門研修等の実施機関に対し働き掛ける必要がある。(各部局主管課等)

(2) 主催以外の研修の伝達研修実施

効率性、有効性の観点から、また研修内容の情報共有を図るためにも、関係職員に対し伝達研修を必要に応じて実施するよう、主催以外の専門研修等実施機関に対し働き掛ける必要がある。(各部局主管課等)

(教育総務課)

職員研修の重要性を踏まえ、平成26年3月31日に教育庁各課長、各教育事務所長及び教育委員会の所管に属する教育機関の長に対し、以下の事項について教育長通知により指示をした。

- 1 計画的、効率的な研修実施のため、事務分掌に研修担当を明記すること。
- 2 専門研修及び職場研修を実施した所属において、必要に応じて研修効果測定を実施すること。
- 3 必要に応じて研修受講者による伝達研修を実施すること。

(監査総務課)

監査公表第22号

平成26年3月28日監査公表第10号により公表した監査結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、福島県公安委員会委員長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成26年 8月22日

福島県監査委員 小 桧 山 善 継
 福島県監査委員 三 村 博 昭
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代
 福島県監査委員 尾 形 克 彦
 福公委(会)第1号
 平成26年6月27日

福島県監査委員 小 桧 山 善 継
 福島県監査委員 三 村 博 昭
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代
 福島県監査委員 尾 形 克 彦
 様

福島県公安委員会委員長 高 瀬 淳 圃

平成25年度行政監査の結果に係る措置状況について(通知)

平成26年3月18日付け25福監第229号で報告のありました平成25年度行政監査の結果については、別紙のとおり措置を講じましたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

(別紙)

行政監査の結果に係る措置状況について

1 監査対象

職員研修について

2 所見及び措置の状況について

監 査 委 員 所 見	措 置 状 況

第3 監査委員意見

1 総括的事項について

(5) 研修担当者の明記

計画的、効率的な研修実施のためにも、事務分掌において研修担当を明記されるよう、各機関に働き掛ける必要がある。(各部局主管課等)

(警察本部警務部教養課)

各主催専門研修を担当する所属においては、事務分掌表に、指導教養に関することが明記されている。また、各所属においては、教養推進者として次席等を指定しているところである。

今後も、主催専門研修を担当する所属及び教養推進者を活用して職員に対する研修等を行っていく。

8 その他研修実施関係について

(1) 研修効果測定

ア 主催研修の研修効果測定の実施

主催研修の効果測定は、次回開催の研修見直しや研修評価などの参考となるものであり、必要に応じ研修効果測定を実施するよう、主催する専門研修等の実施機関に対し働き掛ける必要がある。(各部局主管課等)

(警察本部警務部教養課)

研修の効果測定については、研修等の実施機関により対応がまちまちだったため、今後は効果測定の重要性を鑑み、各専門研修担当課に対し効果測定等を積極的に行う。

(2) 主催以外の研修の伝達研修実施

効率性、有効性の観点から、また研修内容の情報共有を図るためにも、関係職員に対し伝達研修を必要に応じ実施するよう、主催以外の専門研修等実施機関に対し働き掛ける必要がある。(各部局主管課等)

(警察本部警務部教養課)

伝達研修については、研修等に参加しなかった職員が研修内容を知る唯一の手段であるので、本部各課による事務指導等の機会に各所属に対して伝達研修の実施の働き掛けを行う。

(監査総務課)

監査公表第23号

平成26年3月28日監査公表第10号により公表した監査結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、福島県代表監査委員から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成26年8月22日

福島県監査委員 小 松 山 善 継
 福島県監査委員 三 村 博 昭
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代
 福島県監査委員 尾 形 克 彦
 26福監第46号
 平成26年6月9日

福島県監査委員 小 松 山 善 継
 福島県監査委員 三 村 博 昭
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代
 福島県監査委員 尾 形 克 彦
 様

福島県代表監査委員 美 馬 武 千 代 回

平成25年度行政監査の結果に係る措置状況について(通知)

平成26年3月18日付け25福監第229号で報告のありました平成25年度行政監査の結果については、別紙のとおり措置しましたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

(別紙)

行政監査の結果に係る措置状況について

1 監査対象

職員研修について

2 所見及び措置の状況について

監 査 委 員 所 見	措 置 状 況
<p>第3 監査委員意見</p> <p>1 総括的事項について</p> <p>(5) 研修担当者の明記 計画的、効率的な研修実施のためにも、事務分掌において研修担当を明記されるよう、各機関に働き掛ける必要がある。(各部局主管課等)</p> <p>8 その他研修実施関係について</p> <p>(1) 研修効果測定</p> <p>ア 主催研修の研修効果測定の実施 主催研修の効果測定は、次回開催の研修見直しや研修評価などの参考となるものであり、必要に応じ研修効果測定を実施するよう、主催する専門研修等の実施機関に対し働き掛ける必要がある。(各部局主管課等)</p> <p>(2) 主催以外の研修の伝達研修実施 効率性、有効性の観点から、また研修内容の情報共有化を図るためにも、関係職員に対し伝達研修を必要に応じ実施するよう、主催以外の専門研修等実施機関に対し働き掛ける必要がある。(各部局主管課等)</p>	<p>(監査総務課) 研修担当者については、監査委員事務局監査総務課の事務分掌表に明記されている。</p> <p>(監査総務課) 監査総務課主催で毎年、初任者研修会を実施しているが、受講者からのアンケート結果を反映させ、次回開催の研修内容を検討したい。</p> <p>(監査総務課) 主催以外の研修について、受講者は必ず伝達研修を行うこととなっており、研修内容の情報共有化を図っている。</p>

(監査総務課)

監査公表第24号

平成26年3月28日監査公表第10号により公表した監査結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、福島県人事委員会委員長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成26年8月22日

福島県監査委員 小 松 山 善 継
 福島県監査委員 三 村 博 昭
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代
 福島県監査委員 尾 形 克 彦
 25人委第709号
 平成26年5月30日

福島県監査委員 小 松 山 善 継
 福島県監査委員 三 村 博 昭
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代
 福島県監査委員 尾 形 克 彦
 様

福島県人事委員会委員長 今 野 順 夫 回

平成25年度行政監査の結果に係る措置状況について(通知)

平成26年3月18日付け25福監第229号で報告のありました平成25年度行政監査の結果については、別紙のとおり措置しましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

(別紙)

行政監査の結果に係る措置状況について

- 1 監査対象
職員研修について
- 2 所見及び措置の状況について

監 査 委 員 所 見	措 置 状 況
<p>第3 監査委員意見</p> <p>1 総括的事項について</p> <p>(5) 研修担当者の明記 計画的、効率的な研修実施のためにも、事務分掌において研修担当を明記されるよう、各機関に働き掛ける必要がある。(各部局主管課等)</p> <p>8 その他研修実施関係について</p> <p>(1) 研修効果測定 ア 主催研修の研修効果測定の実施 主催研修の効果測定は、次回開催の研修見直しや研修評価などの参考となるものであり、必要に応じ研修効果測定を実施するよう、主催する専門研修等の実施機関に対し働き掛ける必要がある。(各部局主管課等)</p> <p>(2) 主催以外の研修の伝達研修実施 効率性、有効性の観点から、また研修内容の情報共有化を図るためにも、関係職員に対し伝達研修を必要に応じ実施するよう、主催以外の専門研修等実施機関に対し働き掛ける必要がある。(各部局主管課等)</p> <p>9 人事委員会について 人事委員会は、研修の実施状況を調査し、研修方法などに関する研究を行い、その成果を提出するなど適切に対応する必要がある。(人事委員会採用給与課)</p>	<p>(人事委員会事務局総務審査課) 本局は、事務分掌に研修担当者を明記している。</p> <p>(人事委員会事務局総務審査課) 外部研修への参加により研修効果が得られていることから、主催研修は開催していない。 なお、今後参加する外部研修については、その効果を確認し、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>(人事委員会事務局総務審査課) 本局は毎週定例的に各課単位の業務打合せを実施していることから、当該打合せを活用するなど、研修受講者が必要に応じて関係職員に伝達研修を実施することができるよう措置する。</p> <p>(人事委員会事務局採用給与課) 人事委員会ではこれまで、「職員の給与等に関する報告及び勧告」において、人材育成及びそのための職員研修の充実・強化について言及しており、職員研修の重要性については、十分に認識しているところである。 今後は、研修に関する調査を進め、人材育成における職員研修のあり方について検討し、人事委員会としての役割を果たしていきたいと考えている。 なお、平成26年度においては、任命権者における職員研修の実施状況等を調査することとしている。</p>

(監査総務課)

監査公表第25号

平成26年3月28日監査公表第10号により公表した監査結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、福島県労働委員会会長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成26年8月22日

福島県監査委員 小 松 山 善 継
福島県監査委員 三 村 博 昭

福島県監査委員 美 馬 武千代
 福島県監査委員 尾 形 克彦
 26 労 委 第 63 号
 平成26年5月23日

福島県監査委員 小 松 山 善 継
 福島県監査委員 三 村 博 昭 様
 福島県監査委員 美 馬 武千代
 福島県監査委員 尾 形 克彦

福島県労働委員会会長 新 開 文 雄 団

平成25年度行政監査の結果に係る措置状況について（通知）

平成26年3月18日付け25福監第229号で報告のありました平成25年度行政監査の結果については、別紙のとおり措置しましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

（別紙）

行政監査の結果に係る措置状況について

- 1 監査対象
職員研修について
- 2 所見及び措置の状況について

監 査 委 員 所 見	措 置 状 況
<p>第3 監査委員意見</p> <p>1 総括的事項について</p> <p>(5) 研修担当者の明記 計画的、効率的な研修実施のためにも、事務分掌において研修担当を明記されるよう、各機関に働き掛ける必要がある。（各部局主管課等）</p> <p>8 その他研修実施関係について</p> <p>(1) 研修効果測定 ア 主催研修の研修効果測定の実施 主催研修の効果測定は、次回開催の研修見直しや研修評価などの参考となるものであり、必要に応じ研修効果測定を実施するよう、主催する専門研修等の実施機関に対し働き掛ける必要がある。（各部局主管課等）</p> <p>(2) 主催以外の研修の伝達研修実施 効率性、有効性の観点から、また研修内容の情報共有化を図るためにも、関係職員に対し伝達研修を必要に応じ実施するよう、主催以外の専門研修等実施機関に対し働き掛ける必要がある。（各部局主管課等）</p>	<p>（労働委員会事務局審査調整課） 事務分掌において、研修担当者を明記している。</p> <p>（労働委員会事務局審査調整課） 主催研修として、新任職員に対する課内研修を実施している。 課内研修後は、過去の事案を題材に意見交換を行ったり、相談業務を行う際、同僚職員が様々な指導、助言を行い、必要な知識を伝達、習得させるとともに研修の効果を確認している。 なお、研修内容は、アンケート調査を実施し、適時見直すこととした。</p> <p>（労働委員会事務局審査調整課） 研修内容により、課員に周知することが必要なものについては、伝達研修を実施している。</p>

（監査総務課）